

うえだ保育園移管先法人選定に関する質問と回答

平成 29 年 7 月 31 日現在

1	質問事項	要項 2 (2) ア (イ) に記載の土地の使用目的について
	質問内容 (要旨)	要項 2 (2) ア (イ) に「保育所以外の用途に使用することを禁止します」とあります。 「放課後児童クラブ・デイサービス」等の併設も不可でしょうか。
	回答	保育所の定員や面積，設備等の要件のほか，うえだ保育園の保育内容の継承や園庭の使用条件等，募集要項に記載している移管後の保育所の運営要件を満たした上であれば，公益目的の事業を実施することは差支えありません。 なお，現地では，市立図書館駐車場東側に上田第一学童保育クラブ及び上田第二学童保育クラブが設置されております。

2	質問事項	保育園正門までの道路について
	質問内容 (要旨)	保育園の正門までは公道でしょうか？ もし，市の所有地であれば通行は可能でしょうか？
	回答	高松の池沿いの道路から高松プール跡地の管理棟手前までは市道，その先を右折し保育園正門までは盛岡市所有の土地で私道となります。 いずれも移管後も通行は可能です。

3	質問事項	新園舎の建設時期について
	質問内容 (要旨)	30 年度中の建設で，31 年 4 月開園で間に合うのでしょうか。
	回答	建設に当たっては，施設整備の財源となる国の保育所等整備交付金の内示を待つ必要がありますので，着工については移管の前年度となります。また，保育所等整備交付金の内訳のうち設計料加算につきましては，国の内示前に実施設計に着手した場合は交付対象外となりますので，実施設計の着手時期については事前に確認をお願いいたします。 なお，工期については移管先法人において見積もりいただくこととなりますが，過去に園舎の建て替えを伴って民営化した保育園においては，移管の前年度に新園舎を建設いただいております。

4	質問事項	移管後の臨時保育士等の配置に対する助成について
	質問内容 (要旨)	募集要項5ページに、移管後3年間にわたって臨時保育士等の配置に必要な経費の一部を助成するとありますが、臨時職員ではなく正職員として保育士を配置した場合には、助成の対象とならないのでしょうか。
	回答	この助成は、移管後の保育園において保育士の人員配置を充実させ保育の質の維持・向上を図るためのものですので、この要件が満たされる場合であれば、臨時職員であるか正職員であるかを問わず助成をすることは可能と考えております。詳細につきましては移管先法人の決定後に協議させていただきます。 ただし、助成額は予算の範囲内で市が定める一定の基準（人件費単価等）に基づき算出した額となりますので、助成対象職員が正職員であるか臨時職員であるかに関わらず、助成額は同一の額となります。

5	質問事項	土地の貸付について
	質問内容 (要旨)	移管後の保育園用地が道路に接しているよう、必要に応じて保育園入り口部分の敷地も貸付を受けることは可能でしょうか。
	回答	子育てあんしん課が所管している範囲で、土地の貸付は可能です。詳細につきましては移管先法人の決定後に協議させていただきます。

6	質問事項	送迎用の駐車場整備について
	質問内容 (要旨)	送迎用の駐車場について、敷地内に整備する時期が現在の園舎の解体後となっても差し支えないでしょうか。
	回答	外構部分の整備のうち、工程や整備場所の都合から現在の園舎の解体後でなければ整備できないものにつきましては、現在の園舎の解体後の整備となっても差し支えありません。 この場合、外構の一部の整備が移管後の新園舎での保育が始まった後となることから、移管後の新園舎での児童の生活への影響を最小限とするよう配慮をお願いいたします。